

2023年2月1日
大起証券株式会社

「取引所為替証拠金取引」取引開始基準

次に各号の定める基準をすべて満たした顧客との間で取次業務を行う。

- (1) 20歳未満、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害者でないこと。
- (2) 生活保護法被適用者でないこと。
- (3) 取引所為替証拠金取引約款及び当社が定めるくりっく365取引に関するルールに同意いただけること。
- (4) くりっく365取引の仕組み及びリスクを十分に理解し、自己の責任と判断において本取引を利用いただけること。
- (5) 顧客が75歳以上である場合には、高齢委託者保護に関する申告書兼同意書が差し入れられること。また、80歳以上・85歳以上の場合には、ハイリスク取引経験が3年以上あること及び、高齢委託者保護に関する申告書兼同意書のほか、親族より、取引所為替証拠金取引に関する同意書が差し入れられること。なお、いずれも新規の場合は、75歳又は80歳・85歳になる1ヶ月前から差し入れが必要となること。
- (6) 高齢者については口座開設前に、取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることが所属営業部責任者の直接面談による調査によって証明を得ていること。
- (7) その他、当社が定める基準に適合していること。

以上

「取引所為替証拠金取引」法人取引開始基準

次の各号に定める基準をすべて満たした顧客との間で取次業務を行う。

- (1) 登記された法人であること。
- (2) 登記簿謄本の事業目的にデリバティブ取引を行う旨の記載があること。記載がない場合は、事業目的に加えることを議題とし、決議された株主総会議事録の提出があること。
- (3) 提出された貸借対照表で債務超過でないこと。
※設立から1年未満で貸借対照表が存在しない場合は、預金証明等の提出をもってその代わりとする。
- (4) 流動資産、純資産の額が共に500万円以上であること。
- (5) 取引所為替証拠金取引約款および当社が定めるくりっく365取引に関するルールに同意いただけること。
- (6) くりっく365取引の仕組みおよびリスクを十分に理解し、自社の責任と判断において本取引をご利用いただけること。
- (7) 取引担当者が75歳以上である場合には、「緊急連絡先通知書」または「高齢の取引担当者に関する申告書兼同意書」が差し入れられること。なお、新規の場合は、75歳になる1ヶ月前から差し入れが必要となること。
- (8) その他、当社が定める基準に適合していること。